3　次の各号に掲げる方法により行われた育児休業申出及び通知は、それぞれ当該各号に定める機器により受信した時に事業主に到達したものとみなす。
一　前項第二号の方法　事業主の使用に係るファクシミリ装置
二　前項第三号及び第四号の方法　事業主の使用に係る通信端末機器
4　事業主は、第一項の育児休業申出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を船員に通知しなければならない。
一　育児休業申出を受けた旨
二　育児休業開始予定日（法第六条第三項の規定により指定をする場合にあっては、当該指定する日）及び育児休業終了予定日
三　育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由
5　前項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる方法にあっては、船員が希望する場合に限る。）により行わなければならない。
一　書面を交付する方法
二　ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法
三　電子メールを送信する方法（当該船員が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
6　次の各号に掲げる方法により行われた通知は、それぞれ当該各号に定める機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。
一　前項第二号の方法　船員の使用に係るファクシミリ装置
二　前項第三号の方法　船員の使用に係る通信端末機器

第六条　第六条を次のように改める。

削除

第七条　第七条を次のように改める。

（法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者）
第七条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める者は、育児休業申出があった日から起算して一年（法第五条第三項の申出にあっては六月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者とする。

第八条　第八条を次のように改める。

削除

第九条第二号中「（以下この条及び第十七条において「配偶者」という。）」を削り、同条第三号中「配偶者」を「前号に規定する配偶者」に改め、同条第四号中「配偶者」を「第二号に規定する配偶者」に改め、同条に次の二号を加える。
五　法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
六　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

第十一条第一項中「記載した開始予定日変更申出書を」を削り、「提出する」を「申し出る」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　第五条第二項から第六項まで（第四項第三号を除く。）の規定は、開始予定日変更申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「育児休業開始予定日（法第六条第三項の規定」とあるのは「変更後の育児休業開始予定日（法第七条第二項の規定」と、「育児休業終了予定日」とあるのは「育児休業終了予定日（法第七条第三項の規定により育児休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日）」と読み替えるものとする。

第十五条中「記載した終了予定日変更申出書を」を削り、「提出する」を「申し出る」に改め、同条に次の一項を加える。
2　第五条第二項から第六項まで（第四項第三号を除く。）の規定は、終了予定日変更申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「法第六条第三項の規定により指定をする場合にあっては、当該指定する日）」とあるのは「（法第六条第三項又は法第七条第二項の規定により指定をした場合にあっては当該指定した日、同条第一項の規定により変更された場合にあってはその変更後の育児休業開始予定日）」と、「育児休業終了予定日」とあるのは「変更後の育児休業終了予定日」と読み替えるものとする。

第十六条中「記載した書面を」を削り、「提出する」を「申し出る」に改め、同条に次の一項を加える。
2　第五条第二項から第六項まで（第四項第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の撤回について準用する。

第十七条第一号中「配偶者」を「育児休業申出に係る子の親である配偶者」に改め、同条第二号中「配偶者」を「前号に規定する配偶者」に改め、同条第三号中「事情により」の下に「第一号に規定する」を加え、同条に次の二号を加える。
四　法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
五　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

第十八条に次の一号を加える。
五　法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において船員の配偶者が育児休業をしていないこと（当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）。

第十九条中「前条の規定」の下に「（第五号を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例に関する読替え）
第十九条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第二項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第四項	第一項	第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	同項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第五項	第二項、第三項ただし書及び前項後段	第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項ただし書（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項後段（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第二項	前条第一項及び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）